

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第39期第1四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社日本マイクロニクス
【英訳名】	MICRONICS JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 正義
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号
【電話番号】	0422(21)2665
【事務連絡者氏名】	専務取締役CSR企画本部長 倉澤 亨
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号
【電話番号】	0422(21)2665
【事務連絡者氏名】	専務取締役CSR企画本部長 倉澤 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第38期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高(百万円)	6,148	41,236
経常利益又は経常損失() (百万円)	581	6,414
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	507	3,805
純資産額(百万円)	23,587	25,615
総資産額(百万円)	38,935	42,808
1株当たり純資産額(円)	1,146.23	1,233.16
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (円)	25.74	190.48
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	57.4	57.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,232	8,451
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	684	4,844
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	590	2,297
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	5,204	7,596
従業員数(人)	1,444	1,412

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第39期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。
第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社は平成20年10月、韓国京畿道富川市に当社出資比率70%の子会社 MEK Co.,Ltd.、その他1社を設立いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) MEK Co.,Ltd.	韓国京畿道富川市	50億ウォン	半導体機器事業	70	プローブカード等の販売及び メンテナンス 役員の兼任 2名

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,444
---------	-------

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,159
---------	-------

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
半導体機器事業	3,774	-
F P D 機器事業	1,893	-
合計	5,667	-

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
半導体機器事業	3,678	-	1,258	-
F P D 機器事業	1,227	-	7,469	-
合計	4,905	-	8,727	-

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
半導体機器事業	4,602	-
F P D 機器事業	1,546	-
合計	6,148	-

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
Flash Alliance 有限会社	872	14.2
株式会社東芝	839	13.7
日本サムスン株式会社	775	12.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、百年に一度と言われる金融危機の影響を受け、深刻なる景気悪化に見舞われました。半導体やFPD市場においても、デジタル家電や産業機器、自動車等幅広い最終製品が世界規模で販売低迷となったことで、顧客であるデバイスメーカーは急激な生産引き締めや設備投資の凍結を行い、当社製品の需要も大幅に減少いたしました。また、急速な円高の進行及び継続が、当社製品の競争環境を一段と厳しいものにさせました。

このような状況を踏まえ、当社グループは、経費削減や設備投資抑制等の対策を講じるとともに、生産の効率化や体制の見直しによる原価低減を推し進め、また需要回復時にいち早く対応できるよう新技術や新製品の開発も精力的に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高6,148百万円、営業損失307百万円、経常損失581百万円、四半期純損失507百万円となりました。

<セグメントの状況>

（各セグメントの売上高は、外部顧客に対するものであります。）

事業の種類別のセグメントの業績は次のとおりであります。

半導体機器事業

当事業におきましては、エレクトロニクス製品の世界的消費減退を受け、半導体メーカー各社が急激な生産抑制を行ったことで、メモリ向け・ロジック向けに関わらず、すべてのプローブカード製品の需要が大幅に減少いたしました。テストにおきましては、前連結会計年度の受注分が予定通り納入を完了し、計画通りの売上が計上できましたが、事業部全体としての受注・売上は非常に低調となりました。

営業利益に関しては、原価低減や経費削減等に努めたものの、激しい価格競争もあり、また売上高に対する減価償却費等固定費負担が重く、利益率を落とすこととなりました。

この結果、受注高は3,678百万円、売上高は4,602百万円、営業利益は136百万円となりました。

FPD機器事業

当事業におきましては、欧米での液晶TVの販売不振や世界経済の後退を受け、液晶パネルメーカーが相次ぎ大幅な減産と設備投資計画の変更を行ったことで、当社液晶関連製品すべての売上・受注が低調に推移いたしました。

営業利益に関しては、原価低減や経費削減等に努めたものの、大幅かつ急速な売上高減少が固定費を吸収できず、損失を出すこととなりました。

この結果、受注高は1,227百万円、売上高は1,546百万円、営業損失は125百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

国内は、半導体及び液晶ディスプレイの急激な市況悪化に伴い、半導体計測機器及び器具、液晶検査機器等ほぼすべての製品の売上が振わず、売上高4,883百万円、営業損失162百万円となりました。

アジア

アジアは、主に台湾大手液晶パネルメーカーの生産調整の影響を受け、現地子会社による液晶検査器具の売上が低調に推移し、売上高717百万円、営業利益214百万円となりました。

米国

米国では、半導体の急激な市況悪化と円高進行に伴い、現地子会社での半導体検査器具アドバンスプローブカードの売上が振るわず、売上高547百万円、営業損失9百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ2,392百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末残高は5,204百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動に使用された資金は2,232百万円となりました。これは主に売上債権の減少額が1,690百万円、減価償却費570百万円となったものの、仕入債務の減少額1,740百万円、法人税等の支払額1,536百万円、たな卸資産の増加額742百万円、税金等調整前四半期純損失555百万円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用された資金は684百万円となりました。これは主に台湾子会社の新工場設備投資や欧米子会社のアドバンストプローブカードのメンテナンスシステムの敷設等、有形固定資産の取得による支出262百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得た資金は590百万円となりました。これは主に配当金の支払額890百万円、自己株式の取得による支出215百万円、短期借入金の返済による支出406百万円、長期借入金の返済による支出284百万円があったものの、短期借入れによる収入が2,443百万円あったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

[会社の支配に関する基本方針]

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が他社に優越する技術力・生産力等を維持し、企業価値を確保・向上させるためには、個々の従業員の製品開発のノウハウ・技術力を維持・向上させることにより、当社の電子計測技術力・製品群を維持すること、製品の販売先のニーズに柔軟に対応できる生産設備・生産体制を維持すること、当社グループを有機的に連結することにより研究開発力を強化すること、及び製品の販売先や原材料調達先・外注先との信頼関係を維持することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針の実現のための取組み

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成20年11月18日開催の当社取締役会において、平成21年9月期から平成23年9月期までの3年間を計画期間とする、「新中期3ヶ年経営計画」（Challenge11）を策定し、「持続的成長と更なる飛躍のための基盤づくり」を新たな基本方針に定め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指しております。

具体的には、プローブカードで世界シェアトップを目指し、半導体専用テスト事業の拡大を図り、LCDパネルのテストプロバイダーとして関連製品の拡大・拡販を実現することによるトップブランドの確立、海外拠点網の拡大・充実を図り、販売地域も広げることによるグローバル競争力の強化、製品開発のスピードアップと完成度の向上を図り、製造プロセスの改善と納期短縮に努めることによるプロセスイノベーションの推進、アドバンスドプローブカードの新分野の開拓、FPDRIP装置の開発、センサ技術・画像処理技術・高周波技術などの中長期的な研究開発の継続による次なる飛躍への準備、グローバル特許の強化等の知財戦略の推進、内部統制の体制を整備し、財務リスク管理を充実させること等による経営基盤の強化、及び、MEMS技術、微細加工技術、Packing技術の応用等による新規事業への挑戦、をそれぞれ図って参ります。

当社は、中期経営計画に定められたこのような諸施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

また、当社は、平成19年12月21日開催の第37期定時株主総会において、取締役の任期を1年とするとともに、独立性の高い社外取締役を3名選任しておりますが、平成20年12月19日開催の第38期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）においても、同様に社外取締役3名を選任いたしました。これにより、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する経営監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の独立組織として経営監査部を設置し内部統制の強化も図っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

(i) 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、本定時株主総会における承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。その概要は下記(ii)をご参照願います。）を導入いたしました。

() 本プランの内容

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」という。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」という。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は当社が発行者である株券等について、公開買付の後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等が、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することがあります。この新株予約権の無償割当ては、割当日における当社株主に対し、その有する株式1株につき新株予約権1個を割り当てるものであり、この新株予約権の行使は、金1円を下限として当社株式の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより、普通株式1株を取得することができ、また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

また、当社取締役は、独立委員会における手続に加えて、株主総会を招集し株主の皆様意思を確認することもできます。当社取締役会は、上記決議を行った場合や株主総会を招集する場合等においては、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本定時株主総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の新中期3ヶ年経営計画並びにコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足していること、第38回定時株主総会において株主の皆様承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとされていること、及び有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されること等株主意思を重視するものであること、独立性のある社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、613百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループが属する半導体及び液晶ディスプレイ業界は共に技術進歩が早く、かつ価格競争の激しい業界であります。また、市場成長性が高い分野と位置づけられる一方、大規模な設備投資産業であるため、好不況における生産や設備投資動向の変動も大きく、当社業績も良し悪しにつけその影響を多大に受けてきました。当社グループといたしましてはこの状況を踏まえ、市場動向の影響を最小限にとどめ、継続的企業成長を目指すため、定期的に中期経営計画を策定し、取り組んでおります。

(6) 中長期的な経営戦略

当社グループは、2008年9月期を最終年度とする3ヵ年中期経営計画『Challenge 8』にて、基本方針「世界トップブランドへの挑戦と構造改革」を掲げ、成長分野への注力やグローバル化に努め、着実にその数値目標も実現してきました。当会計期2009年9月期からは新たに策定しました新中期経営計画『Challenge 11』の基本方針「持続的成長と更なる飛躍のための基盤づくり」の下、当社グループ総力をあげて継続的な成長を目指し取り組んでいきたいと考えます。

持続的成長の実現

- ・ トップブランドの確立
- ・ グローバル競争力の強化
- ・ 開発・製造・営業などにおけるプロセスイノベーションの推進

更なる飛躍への基盤づくり

- ・ 中期的な研究開発の継続
- ・ 知財戦略の強化
- ・ 経営基盤の強化
- ・ 新規事業への挑戦

しかしながら、現在世界経済は百年に一度とも言われる未曾有の厳しい環境にあります。この状況を踏まえ、当社グループは本年、各組織の最適化や堅固な財務基盤づくりなど会社の収益体質の改善に軸足を置いた取り組みを行い、この危機を乗り越え、環境が回復に向かった時には、いち早く次なる成長へのステップが踏めるよう、準備に努めてまいります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「3 財政状態及び経営成績の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの主たる事業分野は半導体業界とLCD業界という技術進歩が早く、生産動向の変動の大きい業界であるため、経営陣は事業環境の先行きの見通しと先端技術情報に基づく最善の経営方針を立案するよう努めております。

また、当社グループはコアコンピタンスである電子計測技術を通してユーザーに最高のベネフィットを提供することを経営方針の基本に置いており、常に技術開発に注力し、新技術を活用した新製品を世に出すことを目指しております。

従って、今後とも成長性のある製品の開発に重点的に投資を行い、他社の追随を許さぬ競争力の高い独自の製品を生み出すとともに、ユーザーに満足いただける品質、納期、価格、サービスを提供できるよう生産体制、営業体制の構築・整備に努めてまいりたいと考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,012,658	20,012,658	ジャスダック証券取引所	単元株式数100株
計	20,012,658	20,012,658	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年12月21日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個) (注)1.	2,633
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.2.	263,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3.	3,601
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成22年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3.	発行価格 4,315 資本組入額 2,158
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。 新株予約権行使日の前日の最終価格が、1株当たりの払込金額の1.5倍以上であることを要します。 新株予約権の相続、質入その他の処分は認めません。 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における発行予定数から退職した取締役又は従業員に付与した数を減じた数であります。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

3. 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	20,012,658	-	5,018	-	5,769

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社は、株主名簿に基づく大株主の異動を把握しておりません。

なお、当社は平成20年11月26日開催の取締役会において自己株式の取得に係る事項を決議し、当社株式の市場買付を行っております。その結果、当第1四半期会計期間末（平成20年12月31日）の自己株式数は、521,100株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.60%）となっております。

また、当第1四半期会計期間において、ドイツ証券株式会社及びその共同保有者3名から平成20年11月10日付で提出された変更報告書により平成20年10月31日現在、350,236株所有している旨、インベスコ投信投資顧問株式会社から平成20年11月20日付で提出された変更報告書により平成20年11月14日現在、856,300株所有している旨、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者2名から平成20年12月1日付で提出された変更報告書により平成20年11月24日現在、929,700株所有している旨、フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者1名から平成21年1月7日付で提出された変更報告書により平成20年12月31日現在、1,601,700株所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第1四半期会計期間末日現在の実質保有状況の確認ができておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 221,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,725,400	197,254	同上
単元未満株式	普通株式 66,158	-	-
発行済株式総数	20,012,658	-	-
総株主の議決権	-	197,254	-

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社日本マイクロニクス	東京都武蔵野市吉祥寺本町2丁目6番8号	221,100	-	221,100	1.10
計	-	221,100	-	221,100	1.10

（注）当第1四半期会計期間末の自己株式数は、521,100株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月
最高（円）	1,450	1,077	780
最低（円）	571	540	612

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．金額単位の変更について

当社の四半期連結財務諸表に掲載される科目その他の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当第1四半期連結会計期間より百万円単位をもって記載することに変更いたしました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度（平成19年10月1日から平成20年9月30日）についても百万円単位に組替えて表示しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,416	7,833
受取手形及び売掛金	10,509	12,248
有価証券	42	10
製品	170	137
仕掛品	4,306	3,571
原材料及び貯蔵品	596	645
その他	1,103	1,466
貸倒引当金	587	397
流動資産合計	21,558	25,516
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,336	5,782
機械装置及び運搬具(純額)	3,984	4,159
その他(純額)	3,119	3,931
有形固定資産合計	13,441	13,873
無形固定資産		
投資その他の資産	1,315	1,331
投資有価証券	985	1,242
その他	1,644	850
貸倒引当金	10	6
投資その他の資産合計	2,620	2,086
固定資産合計	17,377	17,291
資産合計	38,935	42,808

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,843	6,650
短期借入金	3,685	1,674
未払法人税等	282	1,668
賞与引当金	369	835
製品保証引当金	341	397
その他	2,678	2,527
流動負債合計	12,200	13,754
固定負債		
社債	390	390
長期借入金	1,331	1,615
退職給付引当金	809	823
役員退職慰労引当金	592	583
その他	24	25
固定負債合計	3,147	3,438
負債合計	15,348	17,192
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,018	5,018
資本剰余金	5,769	5,769
利益剰余金	12,367	13,765
自己株式	671	455
株主資本合計	22,484	24,097
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	73	350
為替換算調整勘定	216	42
評価・換算差額等合計	142	308
新株予約権	187	190
少数株主持分	1,057	1,019
純資産合計	23,587	25,615
負債純資産合計	38,935	42,808

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	6,148
売上原価	4,333
売上総利益	1,815
販売費及び一般管理費	2,122
営業損失()	307
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	1
その他	26
営業外収益合計	35
営業外費用	
支払利息	16
持分法による投資損失	7
訴訟関連費用	152
為替差損	114
その他	19
営業外費用合計	309
経常損失()	581
特別利益	
製品保証引当金戻入額	27
固定資産売却益	1
その他	2
特別利益合計	31
特別損失	
貸倒引当金繰入額	3
投資有価証券評価損	1
固定資産除却損	0
その他	0
特別損失合計	6
税金等調整前四半期純損失()	555
法人税、住民税及び事業税	185
法人税等調整額	388
法人税等合計	202
少数株主利益	154
四半期純損失()	507

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	555
減価償却費	570
退職給付引当金の増減額(は減少)	11
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8
賞与引当金の増減額(は減少)	457
役員賞与引当金の増減額(は減少)	110
製品保証引当金の増減額(は減少)	51
貸倒引当金の増減額(は減少)	194
受取利息及び受取配当金	9
支払利息	16
売上債権の増減額(は増加)	1,690
たな卸資産の増減額(は増加)	742
仕入債務の増減額(は減少)	1,740
前受金の増減額(は減少)	213
その他	512
小計	471
利息及び配当金の受取額	14
利息の支払額	14
法人税等の支払額	1,536
その他の支出	224
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,232
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	260
定期預金の払戻による収入	206
有形固定資産の取得による支出	262
有形固定資産の売却による収入	3
投資有価証券の取得による支出	238
その他の支出	143
その他の収入	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	684
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	2,443
短期借入金の返済による支出	406
長期借入金の返済による支出	284
自己株式の取得による支出	215
少数株主からの払込みによる収入	124
配当金の支払額	890
少数株主への配当金の支払額	180
財務活動によるキャッシュ・フロー	590
現金及び現金同等物に係る換算差額	65
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,392
現金及び現金同等物の期首残高	7,596
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,204

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、MEK Co., Ltd. 及びその他1社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 9社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ57百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これに伴う営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響はありません。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(3)リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。さらに、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これに伴う営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響はありません。</p>
	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(4)ロイヤリティ収入の計上区分の変更</p> <p>当社の技術供与先から受け取るロイヤリティ収入については、従来、営業外収益として計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、売上高に含めて計上することに変更いたしました。</p> <p>この変更は、当該収入が当社の製品開発活動の成果であること、及び、平成20年11月に公表した新中期経営計画『Challenge11』の基本方針において、グローバル競争力の強化を掲げ、海外拠点の業容拡大、販売地域の拡大、グローバルマーケティングの推進をしていくことを決定したことから、今後、海外における技術供与先の製造販売の拡大に伴い、当該収入の金額的重要性が高くなるが見込まれるため、損益区分をより適切に表示するために行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、売上高及び売上総利益は15百万円増加し、営業損失は同額減少しております。経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し、前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より7年に変更しました。 この変更は平成20年度の法人税法の改正を契機に、資産の利用状況等を勘案した結果によるものであり、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の短縮を行っております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ86百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額 9,091百万円	有形固定資産の減価償却累計額 8,616百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
研究開発費	613 百万円
貸倒引当金繰入額	191
賞与引当金繰入額	78
退職給付費用	17
役員退職慰労引当金繰入額	8

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び現金勘定	5,416 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	255
有価証券(MMF)	42
現金及び現金同等物	5,204

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,012,658株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 521,100株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 187百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年12月19日 定時株主総会	普通株式	890	45	平成20年9月30日	平成20年12月22日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	半導体機器事業 (百万円)	F P D機器事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万 円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	4,602	1,546	6,148	-	6,148
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	(-)	-
計	4,602	1,546	6,148	(-)	6,148
営業利益又は営業損失()	136	125	11	(318)	307

(注) 1. 事業区分の方法・・・事業区分は製品の種類、性質、製造方法を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品名
半導体機器事業	半導体計測器具 メモリIC、ロジックIC、高周波・微小電流測定用各種プローブカード、 パッケージプローブ(ICテストソケット) 半導体検査機器 ウェハプロービングシステム、テスト、周辺機器、精密部品、保守・修理等
F P D機器事業 (Flat Panel Display)	L C D検査機器 液晶基板検査装置(アレイテストシステム) 液晶パネル点灯検査装置(セルテストシステム) プローブユニット 周辺機器、精密部品、保守・修理等

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「半導体機器事業」で営業利益が7百万円減少し、「F P D機器事業」で営業損失が49百万円増加しております。

(ロイヤリティ収入の計上区分の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、当社の技術供与先から受け取るロイヤリティ収入について売上高に含めて計上することに変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「半導体機器事業」で売上高及び営業利益が15百万円増加しております。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社の機械装置については、平成20年度の法人税法の改正を契機に、資産の利用状況等を勘案した結果、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の短縮を行っております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「半導体機器事業」で営業利益が82百万円減少し、「F P D機器事業」で営業損失が3百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	計(百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結(百万 円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	4,883	717	547	-	6,148	-	6,148
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	552	219	5	19	797	(797)	-
計	5,436	937	552	19	6,946	(797)	6,148
営業利益又は営業損失()	162	214	9	12	30	(337)	307

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) アジア 台湾、韓国、中国

(2) その他 独国

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業損失が「日本」で57百万円増加しております。

(ロイヤリティ収入の計上区分の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(4)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、当社の技術供与先から受け取るロイヤリティ収入について売上高に含めて計上することに変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「日本」で売上高が15百万円増加し、営業損失が同額減少しております。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社の機械装置については、平成20年度の法人税法の改正を契機に、資産の利用状況等を勘案した結果、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の短縮を行っております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業損失が「日本」で86百万円増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	アジア	米国	その他	計
海外売上高（百万円）	2,668	519	188	3,376
連結売上高（百万円）	-	-	-	6,148
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	43.4	8.4	3.1	54.9

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1)アジア・・・台湾、韓国、中国、東南アジア諸国

(2)その他・・・ヨーロッパ諸国

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4．会計処理の方法の変更

（ロイヤリティ収入の計上区分の変更）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2．（4）に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、当社の技術供与先から受け取るロイヤリティ収入について売上高に含めて計上することに変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「アジア」で売上高が15百万円増加しております。

（1株当たり情報）

1．1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 （平成20年12月31日）	前連結会計年度末 （平成20年9月30日）
1株当たり純資産額 1,146.23円	1株当たり純資産額 1,233.16円

2．1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）	
1株当たり四半期純損失金額	25.74円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	

（注）1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失（百万円）	507
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る四半期純損失（百万円）	507
期中平均株式数（千株）	19,703

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

当社及び米国子会社MJC Electronics Corporation（以下「MEC」という）は、平成18年11月17日及び平成19年11月13日付で以下のとおり特許権侵害の差し止めに関する訴訟及び申立の提起を受けております。

1．訴訟及び申立の内容

(1) 平成18年11月17日付訴訟

訴訟の提起があった機関

米国カリフォルニア州北部地区地方裁判所

申立を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

イ．名称 フォームファクター株式会社

ロ．住所 米国カリフォルニア州リバーモア サウスフロントロード7005

ハ．代表者の氏名 イゴール・Y・カンドゥロス最高経営責任者

（現在は、マリオ・ルセーブ最高経営責任者）

訴訟の内容

フォームファクター株式会社は、当社製品アドバンスプローブカード「U-Probe」の製造技術について、同社が既に米国で取得している特許権4件を侵害しているとして、米国における「U-Probe」の製造・販売・販売促進行為等の仮差し止め命令の申し立てを行っております。

(2) 平成19年11月13日付申立

申立の提起があった機関

米国国際貿易委員会

申立を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

前記1．と同じ

申立の内容

当社に対する特許権侵害訴訟を提起しているフォームファクター株式会社は、前記(1)特許権侵害訴訟の対象としている特許権4件のうち2件に加え新たに特許権3件を侵害しているとして、次の決定を求めています。

イ．当社製品アドバンスプローブカード「U-Probe」の米国への恒久的な輸入差し止め命令

ロ．当社製品アドバンスプローブカード「U-Probe」の米国内での宣伝・営業活動等の差し止め命令

ハ．当社製品アドバンスプローブカード「U-Probe」により検査された半導体或いは半導体製品の米国への恒久的な輸入差し止め命令

2．経過と今後の見通し

前記1．(1)の訴訟の提起に関し、当社及びMECは、対象特許の重複があることから、米国法に則り、カリフォルニア州北部地区地方裁判所に対して同裁判手続き全体の「中断」を求め、平成20年2月11日付にて、同裁判所は、当方の申し立てを認める「中断」命令を発令致しました。

また、平成20年11月25日、米国国際貿易委員会行政法判事は、当社が製造したプローブカードによって検査された半導体及び同半導体を包含する最終製品に対する制限的輸入差し止め命令或いは一般的輸入差し止め命令（前記「1．訴訟及び申立の内容(2) 申立の内容、ハ」に記載される命令）のいずれも、フォームファクター株式会社には求める権利がないとの命令を発令しました。

しかしながら、この行政法判事命令に対し、平成20年12月22日、米国国際貿易委員会はレビューを行い、その結果、「同命令は行政法判事による手続きの中での最終決定時において、行政法判事により判断されるべきものである」との判断が示されたことから、前記「1．訴訟及び申立の内容(2) 申立の内容イ、ロ及びハ」のいずれにつきましても、平成21年6月に予定される行政法判事による仮決定において判断されることとなりました。

当社といたしましては、技術的に特許権の侵害に当たらないものと確信しており、引き続き米国国際貿易委員会の調査における対応に専念し、当社の正当性を主張し争っていく方針です。

審議の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は軽微なものと考えております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

株式会社日本マイクロニクス
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本マイクロニクスの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本マイクロニクス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。